

外貨建マネー・マーケット・ファンド

英ポンド・ポートフォリオ(英ポンド建)

ルクセンブルグ籍オープン・エンド契約型外国投資信託

償還運用報告書(全体版)

作成対象期間:第20期(2016年11月1日~2017年2月28日(償還日))

受益者のみなさまへ

毎々、格別のご愛顧にあずかり厚くお礼申し上げます。
さて、外貨建マネー・マーケット・ファンド(以下「トラスト」といいます。)のサブ・ファンドである英ポンド・ポートフォリオ(以下「ファンド」といいます。)は、2017年2月28日に償還しました。ここに、最終計算期間である第20期(以下「当期」ということがあります。)の運用状況をご報告申し上げます。
今後とも一層のお引立てを賜りますよう、お願い申し上げます。

ファンドの仕組みは、以下のとおりです。

ファンド形態	ルクセンブルグ籍オープン・エンド契約型外国投資信託(英ポンド建)
信託期間	無期限 なお、英ポンド・ポートフォリオは1998年8月13日に運用が開始されました。
運用方針	ファンドは、質の高い証券および金融市場証券に投資することにより、元本を維持し流動性を保ちながら、安定した収益を追求することを目的とします。
主要投資対象	基準通貨建ての政府証券、政府機関証券、コマーシャル・ペーパー、銀行引受手形、譲渡可能定期預金証券、定期預金証券および買戻し条件付契約(現先契約)等の短期債券および証書等です。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none">●ファンドのために、ファンドの純資産総額の10%を超えて同一発行体の発行する有価証券を保有することとなるような投資を行うことはできません。ただし、本制限は、経済協力開発機構加盟国、かかる加盟国の地方公共団体、または欧州連合の、地域的もしくは世界的公的国際機関が発行または保証する有価証券には適用されません。●ファンドの純資産総額の5%を超えてオープン・エンド型の会社型投資信託の株式または契約型投資信託の受益証券に投資を行うことはできません。●有価証券の空売りを行わずまたはショート・ポジションを保有しません。●ファンドのために借入れを行う場合、その総額が、ファンドの純資産総額の10%を超えないものとします。借入れは、一時的措置としてのみ行うことができます。●ファンドのために、公認の証券取引所または他の規制ある市場において取引されていない有価証券にファンドの純資産総額の10%を超えて投資することはできません。 ※上記の投資制限は、ファンドの純資産に対するものです。
ファンドの運用方法	法定の償還日までの残存期間が、397日を超えない証券および証書のみ投資します。ポートフォリオ全体の証券および証書の加重平均残存期間は、60日を超えません。ポートフォリオ全体の証券および証書の加重平均残存年限は、120日を越えません。買戻請求に適切に対応するため、資産の一定割合を翌日満期の形で保有します。通常の場合、すべての投資債券を満期まで保有します。 管理会社は1口当たりの純資産価格を0.01英ポンド(英ポンド・ポートフォリオ)に維持するよう最善を尽くします。
分配方針	1口当たりの純資産価格を0.01英ポンド(英ポンド・ポートフォリオ)に維持するために必要な額の分配を日々行う予定です。 毎月の最終取引日に、当該最終取引日の直前の日(当日を含みます。)までに宣言され、発生済・未払いのすべての分配金は、源泉税等を控除後、自動的に再投資されます。 ※分配の結果、トラストの純資産総額がルクセンブルグの法律に規定された最低限を下回るような場合には、分配を行うことができません。

管理会社

ジャパン・ファンド・マネジメント
(ルクセンブルグ) エス・エイ

代行協会員

みずほ証券株式会社

目次

	頁
I. 運用の経過および運用状況の推移等	1
II. 運用実績	5
III. 純資産額計算書	10
IV. ファンドの経理状況	11
V. ファンドの投資信託財産運用総括表	26
VI. お知らせ	27

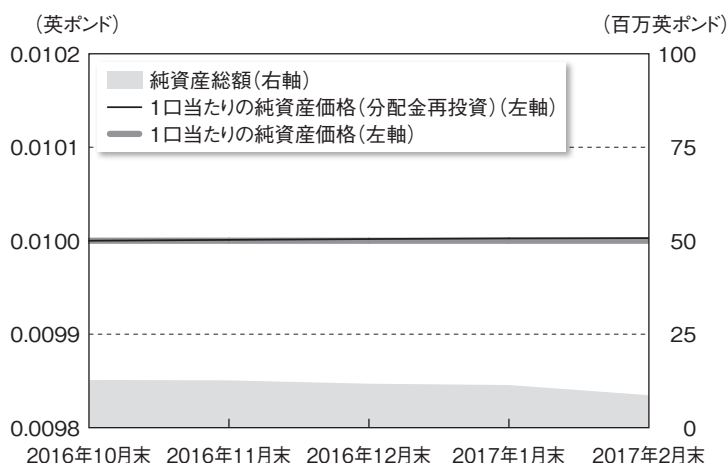
(注) スターリング・ポンド(以下「英ポンド」といいます。)の円貨換算は、2017年1月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1英ポンド=142.43円)によります。

I. 運用の経過および運用状況の推移等

(1) 当期の運用経過および今後の運用方針

■当期の1口当たりの純資産価格等の推移について

英ポンド・ポートフォリオ



第19期末の1口当たりの純資産価格	0.01英ポンド
第20期末の1口当たりの純資産価格	0.01英ポンド (分配金額: 0.00000276英ポンド)
騰落率	0.027603%

(注1) 1口当たりの純資産価格(分配金再投資)は、税引前の分配金をファンドへ再投資したとみなして算出したもので、ファンド運用の実質的なパフォーマンスを示すものです。

(注2) 1口当たりの純資産価格(分配金再投資)は、第19期末の1口当たりの純資産価格を起点として計算しています。

(注3) 分配金額は、各会計年度における月次分配金(税引前)の単純合計を記載しています。

(注4) 騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しています。

(注5) ファンドの購入価額により課税条件は異なりますので、お客様の損益の状況を示すものではありません。

(注6) ファンドにベンチマークは設定されていません。

■1口当たりの純資産価格の主な変動要因

当期中、1口当たりの純資産価格に変動はありませんでした。

■分配金について

当期(2016年11月1日～2017年2月28日)の各月の再投資日に再投資された1口当たりの分配金(税引前)は、それぞれ以下のとおりです。

英ポンド・ポートフォリオ

(金額: 英ポンド)

再投資日	1口当たりの純資産価格	1口当たりの分配金額 (対1口当たりの純資産価格比率 ^(注))
2016年11月29日	0.01	0.00000094 (0.0094)
12月29日	0.01	0.00000088 (0.0088)
2017年1月30日	0.01	0.00000066 (0.0066)
2月27日	0.01	0.00000028 (0.0028)

(注) 「対1口当たりの純資産価格比率」とは、以下の計算式により算出される値であり、ファンドの収益率とは異なる点にご留意ください。

対1口当たりの純資産価格比率(%) = $100 \times a / b$

a = 当該再投資日に再投資された1口当たりの分配金額

b = 当該再投資日における1口当たりの純資産価格 + 当該再投資日に再投資された1口当たりの分配金額

■投資環境について

当期の英国経済は、個人消費と住宅セクターの拡大により国内総生産(GDP)の成長が持続的に促進されたこと、また、量的緩和および低金利による効果が引き続き国内経済に浸透したことに伴い改善し、引き続き強化されました。雇用情勢は前年よりもわずかに減速したものの、引き続き改善されました。投資運用会社は、EU離脱がもたらす不安定性により、英国経済の今後に悪影響が及ぶことがあるとみています。

イングランド銀行の金融政策委員会(MPC)は、当期中、政策金利を据置きとしました。英国の政策金利は、0.25%で当期末を迎えました。市場は、国際貿易の減少に起因する潜在的な英国経済の低迷がまだ発生していない点を再評価したこともあり、当期中の英ポンド相場は安定的に推移しました。

■ポートフォリオについて

投資運用会社は、英ポンド・ポートフォリオの償還に起因して、当期中はキャッシュ・ポジションを高めました。また、イールドカーブの下落を受けて、3か月物と4か月物のユーロ建コマーシャル・ペーパー(CP)及び預金に投資しました。外貨建マネー・マーケット・ファンドー英ポンド・ポートフォリオの2016年11月1日から2017年2月28日までの業績リターンは0.03%でした。

■投資の対象とする有価証券の主な銘柄

当期末現在、有価証券等の組入れはありません。

■今後の運用方針

英ポンド・ポートフォリオは、2017年2月28日に償還しましたので、該当事項はありません。

(2) 費用の明細

項目	項目の概要 ^(注1)	
管理報酬 ^(注2)	当該四半期中のファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.06%を上限とします。 ただし、以下の最低固定支払額があります。 英ポンド・ポートフォリオ：四半期毎に最低3,300英ポンド	管理会社としての活動に対する報酬およびオルタナティブ投資ファンド運用会社(AIFM)としての活動に対する報酬
投資運用報酬	当該四半期中の日々の純資産総額の平均額の年率0.18%を上限とします。 ただし、以下の年間最低報酬があります。 英ポンド・ポートフォリオ：年間最低報酬36,000英ポンド	ファンド資産の投資顧問・運用業務への対価
保管受託銀行の報酬	日々の純資産総額の平均額の年率0.032%を上限とする保管報酬およびファンドの純資産総額の平均額から支払われる年率0.008%(該当ある場合には、付加価値税を加えます。)を上限とする監督報酬およびモニタリング報酬	ファンド資産の保管業務への対価
日本における販売会社報酬	日々の純資産額の平均額の年率0.30%を上限とします。	日本におけるファンド証券の販売・買戻し業務への対価
代行協会員報酬	ありません。	—
その他の費用(当期) ^(注3)	英ポンド・ポートフォリオ：0.47%	弁護士および監査人の報酬(弁護士に支払う開示書類の作成・届出業務等に係る報酬および監査人等に支払う監査に係る報酬等)ならびに一切の税金等

(注1)各報酬については、目論見書に定められている料率を記載しています。

(注2)登録・名義書換事務代行会社、管理事務代行会社、支払事務代行会社、会社事務代行会社および外部評価会社は、当該四半期中のファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.035%を上限とする管理事務代行報酬(四半期毎に最低1,925英ポンド(英ポンド・ポートフォリオ))を、管理会社より受領します。

管理事務代行報酬は、ファンドの登録・名義書換事務代行業務、管理事務・支払事務・会社事務代行業務、評価業務およびファンド証券の純資産価格の計算等の業務への対価として支払われます。

(注3)「その他の費用(当期)」には運用状況等により変動するものや実費となる費用が含まれます。便宜上、ファンドの当期のその他の費用の金額をファンドの当期末の純資産総額で除して100を乗じた比率を表示していますが、実際の比率とは異なります。

(3) 設定来の運用経過

<自 1998年8月13日(運用開始日) 至 2017年2月28日>

■投資環境について

報告期間中の運用環境下において種々の問題が発生し、このためイングランド銀行は資産価格とGDPの大幅な低下の回避を余儀なくされ、ほぼ報告期間全体にわたり金利低下が進み、高い流動性が維持されました。ファンドの設定来、ロング・ターム・キャピタル・マネジメントの破綻を引き起こした1998年のロシア危機、コンピューターの西暦2000年問題をめぐる懸念とインターネット・バブル、そして直近では2008年に世界的な金融危機が発生し、中央銀行が問題解決のための非常にめざましい主導権を発揮しました。

こうした背景を踏まえるに、イングランド銀行の金融政策は、英国国内の経済情勢と相俟って、対処すべき世界的規模の圧力を受けていました。ファンド設定から最初の9.5年間において、GDPは前期比でプラスを維持してきましたが、この金融危機が英国にも拡大すると、2008年第3四半期までには実質GDPが初めて縮小に転じました。これにより過去に例を見ない水準まで利下げが行われました。

1998年から2003年にかけて、および2008年から2009年にかけてイングランド銀行が国内の銀行基準金利を大幅に引き下げた一方で、2004年から2007年にかけては同金利の引上げを行いました。2009年以降には、銀行基準金利の低下はわずかであったものの、量的緩和措置の実施によって、特にユーロ建コマーシャル・ペーパー(ECP)と社債の市場利回りがさらに低下することとなり、流動性の高まりを招きました。

■ポートフォリオについて

上記投資環境の下、本繰上償還を迎えるにあたり利回りがわずかに上昇し、より短期物の1か月物と2か月物のユーロ建コマーシャル・ペーパーよりも高いリターンを提供したことから、投資運用会社は報告期間の大半において、3か月物のユーロ建コマーシャル・ペーパーに投資しました。投資運用会社は、LIBORのイールドカーブがややステープ化したことを受けて、この投資戦略からわずかに逸脱して満期をさらに延長しました。さらに、高格付かつ高品質の4か月物から6か月物のユーロ建コマーシャル・ペーパーを購入することにより、リターンを改善しました。

投資戦略としては、より長期物の資産としてのコマーシャル・ペーパーを見出すことが難しくなったことから、繰上償還までの数年間は3か月物と4か月物のユーロ建コマーシャル・ペーパーへの投資に戻りました。

ファンドの運用期間全体を通じてリターンは常にプラスを保ってきたものの、2017年にはゼロ付近まで低下しました。

Ⅱ. 運用実績

(1) 投資状況

(2017年2月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (英ポンド)	投資比率 (%)
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)		8,678,106.34	100.00
合計		8,678,106.34 (約1,236百万円)	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 投資資産

- ① 投資有価証券の主要銘柄
該当事項はありません (2017年2月末日現在)。
- ② 投資不動産物件
該当事項はありません (2017年2月末日現在)。
- ③ その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません (2017年2月末日現在)。

(3) 運用実績

① 純資産の推移

下記会計年度末および当期中の各月末の純資産の推移は、以下のとおりです。

	純資産総額		1口当たりの純資産価格	
	千英ポンド	百万円	英ポンド	円
第11会計年度末 (2008年10月末日)	19,147	2,727	0.01	1
第12会計年度末 (2009年10月末日)	26,269	3,741	0.01	1
第13会計年度末 (2010年10月末日)	24,741	3,524	0.01	1
第14会計年度末 (2011年10月末日)	21,562	3,071	0.01	1
第15会計年度末 (2012年10月末日)	20,768	2,958	0.01	1
第16会計年度末 (2013年10月末日)	24,819	3,535	0.01	1
第17会計年度末 (2014年10月末日)	18,769	2,673	0.01	1
第18会計年度末 (2015年10月末日)	16,280	2,319	0.01	1
第19会計年度末 (2016年10月末日)	12,768	1,819	0.01	1
第20会計年度末 (2017年2月末日)	8,678	1,236	0.01	1
2016年11月末日	12,651	1,802	0.01	1
12月末日	11,755	1,674	0.01	1
2017年1月末日	11,407	1,625	0.01	1
2月末日	8,678	1,236	0.01	1

② 分配の推移

ファンド証券の1口当たりの純資産価格を、英ポンド・ポートフォリオについて、0.01英ポンドに維持するために必要な額の分配を日々宣言しています。毎月の最終取引日に、（当該最終取引日の直前の日（当日を含みます。）までに）宣言され、発生済・未払いのすべての分配金は、（ルクセンブルグおよび／または受益者の関係国において支払われる分配金についての源泉税およびその他の税金（もしあれば）を控除後）当該最終取引日の直前の取引日に決定されるファンドの1口当たりの純資産価格で自動的に再投資され、これにつきファンドの受益証券が発行されます。

以下は、当期中における前月最終営業日から各月最終営業日前日まで保有した場合に再投資された月次分配金（源泉課税後）の額を表示しました。

最終営業日	100口当たり分配金累計（源泉課税後）
	英ポンド
2016年11月29日	0.000078
12月29日	0.000072
2017年1月30日	0.000055
2月27日	—

下記会計年度における前記月次分配金（源泉課税後）の単純合計は、以下のとおりです。

最終営業日	100口当たり分配金合計（源泉課税後）
	英ポンド
第11会計年度	0.037843
第12会計年度	0.007212
第13会計年度	0.002306
第14会計年度	0.002714
第15会計年度	0.002487
第16会計年度	0.001378
第17会計年度	0.001576
第18会計年度	0.001767
第19会計年度	0.001629
第20会計年度	0.000206

③ 収益率の推移

会計年度	収益率 (注)
第11会計年度 (2008年10月末日)	3.7843%
第12会計年度 (2009年10月末日)	0.7212%
第13会計年度 (2010年10月末日)	0.2306%
第14会計年度 (2011年10月末日)	0.2714%
第15会計年度 (2012年10月末日)	0.2487%
第16会計年度 (2013年10月末日)	0.1378%
第17会計年度 (2014年10月末日)	0.1576%
第18会計年度 (2015年10月末日)	0.1767%
第19会計年度 (2016年10月末日)	0.1629%
第20会計年度 (2017年2月末日)	0.0206%

(注) ファンドは、純資産価格について変動がないため、本書に開示の収益率は、分配金の各会計年度末における累計額を用いて、以下の計算式により算出されました。なお、収益率の計算に際し用いた分配金は、源泉徴収税を控除したものです。

$$\text{収益率 (\%)} = 100 \times (a - b) / b$$

a = 当該会計年度末の1口当たりの純資産価格 (当該会計年度の分配金の合計額を加えた額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たりの純資産価格 (分配前の額)

(4) 販売及び買戻しの実績

下記会計年度の販売および買戻しの実績ならびに当該年度末現在の発行済口数は、以下のとおりです。

英ポンド・ポートフォリオ

	販売口数	買戻し口数	期末発行済口数
第11会計年度	1,267,730,362 (1,267,730,362)	1,201,525,996 (1,201,525,996)	1,914,714,409 (1,914,714,409)
第12会計年度	1,246,563,559 (1,246,563,559)	534,342,842 (534,342,842)	2,626,935,126 (2,626,935,126)
第13会計年度	986,631,981 (986,631,981)	1,139,456,862 (1,139,456,862)	2,474,110,245 (2,474,110,245)
第14会計年度	353,630,689 (353,630,689)	671,555,428 (671,555,428)	2,156,185,506 (2,156,185,506)
第15会計年度	332,984,156 (332,984,156)	412,327,979 (412,327,979)	2,076,841,683 (2,076,841,683)
第16会計年度	2,541,062,931 (2,541,062,931)	2,135,958,286 (2,135,958,286)	2,481,946,328 (2,481,946,328)
第17会計年度	432,004,075 (432,004,075)	1,037,044,361 (1,037,044,361)	1,876,906,042 (1,876,906,042)
第18会計年度	261,266,901 (261,266,901)	510,192,618 (510,192,618)	1,627,980,325 (1,627,980,325)
第19会計年度	205,791,847 (205,791,847)	556,970,500 (556,970,500)	1,276,801,672 (1,276,801,672)
第20会計年度	6,500,493 (6,500,493)	415,491,531 (415,491,531)	867,810,634 (867,810,634)

(注) () の数は本邦内における販売・買戻しおよび期末発行済口数です。

Ⅲ. 純資産額計算書

英ポンド・ポートフォリオ

(2017年2月末日現在)

		英ポンド	千円
I.	資産総額	8,721,928	1,242,264
II.	負債総額	43,822	6,242
III.	純資産総額 (I - II)	8,678,106	1,236,023
IV.	発行済口数	867,810,634口	
V.	1口当たりの純資産価格 (III/IV)	0.01	1円

IV. ファンドの経理状況

(1) 貸借対照表

外貨建マネー・マーケット・ファンドー英ポンド・ポートフォリオ (清算手続中) 外貨建マネー・マーケット・ファンドのサブ・ファンド

純資産計算書

2017年2月28日 (清算期間の開始日) 現在

(単位: 英ポンド)

	注	英ポンド	千円
資産			
現金預金		8,721,905	1,242,261
その他の未収金		23	3
資産合計		<u>8,721,928</u>	<u>1,242,264</u>
負債			
未払管理報酬およびA I F M報酬	4	37	5
未払投資運用報酬	5	111	16
未払専門家報酬		1,280	182
未払償還費用	14	36,818	5,244
未払保管報酬	6	26	4
未払販売会社報酬	7	186	26
その他の未払金		5,364	764
負債合計		<u>43,822</u>	<u>6,242</u>
純資産総額		<u>8,678,106</u>	<u>1,236,023</u>
発行済受益証券		867,810,634口	
1口当たり純資産価格		<u>0.01英ポンド</u>	<u>1円</u>

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

(2) 損益計算書

外貨建マネー・マーケット・ファンドー英ポンド・ポートフォリオ (清算手続中)
外貨建マネー・マーケット・ファンドのサブ・ファンド

運用および純資産変動計算書

2016年11月1日から2017年2月28日 (清算期間の開始日) までの期間

(単位: 英ポンド)

	注	英ポンド	千円
期首現在純資産額		12,768,017	1,818,549
収益			
定期預金利息		3,254	463
その他の収益	10	36,818	5,244
収益合計		<u>40,072</u>	<u>5,707</u>
費用			
管理報酬およびA I F M報酬	4	378	54
投資運用報酬	5	1,134	162
販売会社報酬	7	1,890	269
専門家報酬		2,421	345
保管報酬	6	258	37
償還費用	14	36,818	5,244
発行税	8	337	48
その他の費用	14	1,135	162
費用合計		<u>44,371</u>	<u>6,320</u>
投資純損失		(4,299)	(612)
投資有価証券売却に係る実現純利益	2. 2, 12	10,481	1,493
当期実現純利益		<u>10,481</u>	<u>1,493</u>
投資有価証券に係る未実現評価利益／ 損失の変動純額	13	(2,971)	(423)
運用による純資産の増加		<u>3,211</u>	<u>457</u>
受益証券発行による収益		65,005	9,259
受益証券買戻費用		(4,154,916)	(591,785)
		<u>(4,089,911)</u>	<u>(582,526)</u>
宣言された分配金	9	(3,211)	(457)
期末現在純資産総額		<u>8,678,106</u>	<u>1,236,023</u>

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

外貨建マネー・マーケット・ファンドー英ポンド・ポートフォリオ（清算手続中）
 外貨建マネー・マーケット・ファンドのサブ・ファンド

統計情報

	2017年2月28日 (清算期間の開始日) 終了期間		2016年10月31日終了年度		2015年10月31日終了年度	
	英ポンド	千円	英ポンド	千円	英ポンド	千円
英ポンド・ ポートフォリオ (清算手続中)						
期末現在 発行済受益証券口数	867,810,634	口	1,276,801,672	口	1,627,980,325	口
期末現在純資産総額	8,678,106	1,236,023	12,768,017	1,818,549	16,279,803	2,318,732
期末現在受益証券 1口当たり純資産価格	0.01	1円	0.01	1円	0.01	1円

外貨建マネー・マーケット・ファンドー英ポンド・ポートフォリオ（清算手続中） 外貨建マネー・マーケット・ファンドのサブ・ファンド

財務書類に対する注記

2017年2月28日（清算期間の開始日）現在

注1. 概況

外貨建マネー・マーケット・ファンドー英ポンド・ポートフォリオ（清算手続中）（以下「サブ・ファンド」という。）は、外貨建マネー・マーケット・ファンド（以下「ファンド」という。）のサブ・ファンドであり、ルクセンブルグの2010年12月17日法（改正済）のパートIIおよびオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日の法律（以下「AIFM法」という。）の規定により規制されるオープン・エンドの契約型アンブレラ・ファンド（以下「契約型投資信託」という。）である。ファンドは、CESR-10-049に定義される短期マネー・マーケット・ファンドとして運用される。

ファンドは、ルクセンブルグ法に基づき設立され、ミュンスバッハ L-5365、ガブリエル・リップマン通り 1Bに登記上の事務所を有し、AIFM法第2章に基づきファンドのオルタナティブ投資ファンド運用会社（AIFM）として行為する権限を付与された管理会社であるジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ（以下「JFML」または「管理会社」という。）によって管理・運用される。2014年7月以降、管理会社の資本金は2,500,000ユーロであった。

ファンドは、1997年10月8日に効力を発生し、1997年11月10日にメモリアル C ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン紙（以下「メモリアル」という。）に公告されたファンドの約款（以下「約款」という。）に従って管理・運用される。約款の変更に関する通知は、メモリアルにおいて、2014年9月18日に公告された。2015年4月1日に効力を生じた直近の総約款は、商業登記簿（Registre de Commerce et des Sociétés）に届出が行われており、閲覧および複製を入手することができる。

管理会社の目的は、オルタナティブ投資ファンド運用会社（以下「AIFM」という。）としてルクセンブルグの2013年7月12日の法律（以下「2013年AIFMD法」という。）に従いオルタナティブ投資ファンド（以下「AIF」という。）のために行うことおよびUCITSの管理会社として譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（以下「UCITS」という。）のためにルクセンブルグの2010年12月17日法（以下「UCITS法」という。）に従い行為することである。

ルクセンブルグの2016年5月27日法に従って、ファンドは、ルクセンブルグの商業・会社登記簿においてK164番として登録されている。

管理会社の取締役会は、2017年1月31日に、サブ・ファンドである英ポンド・ポートフォリオを2017年2月28日付で償還することを決定した。

注2. 重要な会計方針

2.1 財務書類の表示

本財務書類は、投資信託に関するルクセンブルグの規則に従って作成されている。

本財務書類は、したがって、清算会計基準に基づいて作成されている。

2.2 有価証券への投資

サブ・ファンドの組入証券は、これら有価証券の均等償却法に基づいて評価された。この評価方法は、証券を取得原価で評価し、以後証券の市場価格に与える金利変動の影響にかかわらず、割引額またはプレミアム分を満期に至るまで均等額で償却することを前提としている。この方法は、評価面での確実性を提供するものの、均等償却法によって決定される評価額がサブ・ファンドが証券を売却した場合に受領する売却代金より高額であったり低額であったりする場合が生ずる結果となる。サブ・ファンドの組入証券は、市場相場に基づき計算される純資産価格と均等償却法により計算される純資産価格との間の乖離を判定するため、管理会社によりまたは管理会社の指図の下に監視された。重大な希薄化またはその他の不公正な結果を投資者にもたらす可能性のある乖離が存在すると判定された場合、管理会社は、ファンドの英文目論見書に記載される調整的措置を行う。

2.3 外貨換算

サブ・ファンドの通貨以外の通貨建ての資産および負債は、期末現在の実勢為替レートでサブ・ファンドの通貨に換算されている。サブ・ファンドの通貨以外の通貨建ての収益および費用は、取引日における実勢為替レートでサブ・ファンドの通貨に換算されている。

サブ・ファンドの通貨以外の通貨建ての投資有価証券の取得原価は、購入日における実勢為替レートで換算されている。

外国為替取引における利益および損失は、当期の損益を決定する運用計算書および純資産変動計算書において認識される。

2.4 共通費の割当

各サブ・ファンドについて共通して発生した費用は、各サブ・ファンドの間で純資産に応じて比例配分される。

注3. 2017年2月28日（清算期間の開始日）現在の実勢為替レート

2017年2月28日（清算期間の開始日）現在の以下の為替レートが使用されている。

1 英ポンド = 1.24930米ドル

1 日本円 = 0.00712米ドル

注4. 管理報酬およびAIFM報酬

管理会社は、サブ・ファンドの資産から、四半期毎に当該四半期中の日々の平均純資産総額の最大年率0.06%で支払われる管理報酬（四半期毎に最低3,300英ポンド）を受領する権利を有する。

上記に記載の報酬は、目論見書に記載されているとおり、契約当事者間の書面による合意により随時変更されることがある。2017年2月28日（清算期間の開始日）に終了した会計期間に適用された平均料率は、0.0095%である。

注5. 投資運用報酬

投資運用会社は、投資運用会社が当該報酬を受領する権利を放棄する場合を除いて、当該四半期中

のサブ・ファンドの日々の純資産総額の平均額に基づき四半期毎に計算された、サブ・ファンドの資産から四半期毎に英ポンドで後払いされる投資運用報酬を受領する権利を有する。

- － 1億2千万英ポンド以下 年率0.18%
- － 1億2千万英ポンド超 3億英ポンド以下 年率0.15%
- － 3億英ポンド超 12億英ポンド以下 年率0.10%
- － 12億英ポンド超 年率0.09%

年間最低報酬を36,000英ポンドとする。

上記に記載の諸報酬は、目論見書に記載されているとおり、契約当事者間の書面による合意により随時変更されることがある。2017年2月28日（清算期間の開始日）に終了した会計期間に適用された平均料率は、0.0285%である。

注6．保管報酬、監督報酬およびモニタリング報酬

保管受託銀行は、四半期毎に支払われるサブ・ファンドの日々の純資産総額の平均の最大で年率0.032%の保管報酬、ならびに最大で年率0.008%の監督報酬およびモニタリング報酬を受領する権利を有する。保管受託銀行が負担したすべての合理的な立替費用（電話、テレックス、電報および郵送料を含むがそれらに限定されない。）ならびにファンド資産の保管を委託された銀行および金融機関に対する報酬は、サブ・ファンドが負担する。

上記に記載の諸報酬は、目論見書に記載されているとおり、契約当事者間の書面による合意により随時変更されることがある。2017年2月28日（清算期間の開始日）に終了した会計期間に適用された平均料率は、以下のとおりである。

- － 保管報酬 0.0051%
- － 監督報酬およびモニタリング報酬 0.0013%

注7．販売会社報酬

日本における販売会社は、ファンド資産から、四半期毎に支払われる当該四半期中のサブ・ファンドの日々の平均純資産総額の最大で年率0.30%の報酬を受領する権利を有する。販売会社間の配分は、当該販売会社により、関連する四半期中に販売されたサブ・ファンドの日々の発行済受益証券残高の平均に基づいて決定される。

上記に記載の報酬は、目論見書に記載されているとおり、契約当事者間の書面による合意により随時変更されることがある。2017年2月28日（清算期間の開始日）に終了した会計期間に適用された平均料率は、0.0475%である。

注8．発行税

ファンドは課税上、ルクセンブルグの法律の適用対象となっている。ルクセンブルグにおいて現在施行されている法令により、ファンドは、当該四半期末日現在の純資産額に基づいて四半期毎に計算され、支払われる、年率0.01%の純資産額に対する年次税の適用対象となっている。

組入有価証券へのサブ・ファンドの投資から生じる収益は、当該有価証券の発行国において源泉徴収される源泉税の適用対象となることがあり、かかる源泉税は必ずしも還付可能ではないことがある。

注9. 分配金

管理会社は、サブ・ファンドの1口当たり純資産額を、その投資方針において特定した金額に維持するために必要な額の分配金を毎日宣言することを意図している。サブ・ファンドの発行済受益証券に関する分配金は、受益証券の支払日から（当日を含む。）当該受益証券の払戻日（当日を除く。）の期間について発生している。

毎月の最終取引日に、宣言・発生済（最終取引日の直前を含む当該日まで）および未払いのすべての分配金は、（ルクセンブルグおよび／または受益者関係諸国の分配金について支払われる源泉税およびその他の税金（もしあれば）を控除後）当該最終取引日の直前の取引日に決定されるサブ・ファンドの1口当たりの純資産価格で自動的に再投資され、これにつきサブ・ファンドの受益証券が発行される。

販売会社またはディーラーが受益者のために名義書換代行会社に指示を与える場合、再投資に代えて、小切手または銀行送金により、現金で上記最終取引日の翌取引日に支払われる。ただし、支払請求がなされた国において適用される外国為替管理法令に従うものとする。

注10. 報酬補償

ファンドにより管理会社、投資運用会社、保管受託銀行および日本における代行協会（以下「関係法人」という。）に支払われる報酬ならびにファンドにより他の取引相手方および／または業務提供者に対し支払われる報酬および費用は、ファンドの投資方針に詳述されたとおり、受益証券1口当たりの純資産価格を可能な限り一定に維持するため、関係法人間での書面による合意により、随時、当該関係法人により減額および／または費用負担されることがある。かかる報酬補償は、「その他の収益」に計上される。

注11. 取引費用

2016年11月1日から2017年2月28日（清算期間の開始日）までにサブ・ファンドに発生した取引費用は、譲渡性のある証券、金融派生商品またはその他の適格資産の購入または買戻しに関連する。取引費用には、手数料、決済報酬、仲介報酬、保管取引報酬が含まれる。2016年11月1日から2017年2月28日（清算期間の開始日）までの期間に発生した取引費用は、運用および純資産変動計算書における「その他の費用」に記載されており、4.87英ポンドである。

すべての取引費用が個別に識別可能なわけではない。

注12. 投資有価証券の売却に係る実現純損益

投資有価証券の売却に係る実現純損益は、売却有価証券の平均原価に基づいて決定される。

2017年2月28日（清算期間の開始日）に終了した期間におけるサブ・ファンドの投資有価証券に係る実現損益の内訳は、以下のとおりである。

	外貨建マネー・マーケット・ファンドー 英ポンド・ポートフォリオ（清算手続中）
	英ポンド
投資有価証券の売却に係る実現利益	10,481
投資有価証券の売却に係る実現損失	—
投資有価証券の売却に係る実現純損益合計	10,481

注13. 投資有価証券に係る未実現評価利益／損失の変動純額

2017年2月28日（清算期間の開始日）に終了した期間における投資有価証券に係る未実現評価利益／損失の変動額の内訳は、以下のとおりである。

	外貨建マネー・マーケット・ファンドー 英ポンド・ポートフォリオ（清算手続中）
	英ポンド
投資有価証券に係る未実現評価利益の変動額	(2,971)
投資有価証券に係る未実現評価損失の変動額	—
投資有価証券に係る未実現評価利益／損失の変動純額合計	(2,971)

注14. 償還

管理会社の取締役会は、2017年1月31日に、サブ・ファンドである英ポンド・ポートフォリオを2017年2月28日付で償還することを決定した。サブ・ファンドの償還費用は、約36,818英ポンドと見積もられている。

注15. 後発事象

サブ・ファンドの清算手取金の支払（8,678,106英ポンド）は、ルクセンブルグみずほ信託銀行により2017年3月2日の受渡決済日に完了している。サブ・ファンドの清算手続は2017年3月17日に完了した。サブ・ファンドの書類および会計帳簿は、ミュンスバッハ L-5365、ガブリエル・リップマン通り 1 Bのルクセンブルグみずほ信託銀行の事務所で5年間保管される。

外貨建マネー・マーケット・ファンドー英ポンド・ポートフォリオ（清算手続中）
外貨建マネー・マーケット・ファンドのサブ・ファンド

未監査情報

2016年11月1日から2017年2月28日までの報告期間（以下「報告期間」という。）において、その非流動的な性質により特別な取決めの対象となっているA I Fの資産の比率は0%であった。

報告期間中、A I Fの流動性の管理に関する新たな取決めはなかった。

報酬：

A I FMDの要件に基づき、J FMLは、関連するステークホルダーにより定期的に更新され、また取締役会により最終的な確認を受けて承認された報酬方針を詳細に定めている。

これに伴い、特に、重要なリスクテイクとして認定されたスタッフのため、報酬に関するすべての要件が分析された。これらの要件を充足するため、J FMLは、以下の要素を考慮に入れることを決定した。

- > 小規模な組織（2016年度の最終日現在においては7名の従業員）
- > 認定されたスタッフの限定的な範囲（2016年度の最終日現在においては5名の認定されたスタッフ）
- > 運用におけるファンドの性格
- > A I Fの投資戦略の低い複雑性

このように、A I FMとしてのJ FMLの仕組みにとって適切な方法で規則に対応するため、人事部（以下「人事部」という。）は、J FMLの取締役会とともに、すべての報酬要件（A I FMD：第22(2)(e)条ならびに第22(2)(f)条およびレベルII規則第107(1)条ないし第107(4)条）を作成した。すべてのこれらの情報は、機密保持のために人事部に保管される。これらは、各投資家からの要請に応じた協議において利用できるように備置される。各要請は、A I FMの2名のコンダクティング・オフィサーにより予備的に審査される。

J FMLレベルでの比例配分の適用に関して、以下の認定されたスタッフのための支払手続の要件は、適用されない。

- > A I Fがその活動を実施する、主としてA I Fに関連した商品における変動報酬の支払
- > 繰延要件
- > 保有期間
- > 事後のリスク要因（マルスまたはクロウバックの取決め）の構築

レバレッジ

サブ・ファンドは、現金または有価証券の借入れ、デリバティブ・ポジションに組み入れられたレバレッジを通じて、またはその他の手段を通じて、A I Fのエクスポージャーを高めるあらゆる手法としてA I FMDに基づき定義されている、レバレッジを生み出すことができる。A I FMは、A I FM規制第8条に規定されたコミットメント手法および同規制第7条に規定されたグロス手法に従い、各サブ・ファンドのエクスポージャーを算定する。したがって2017年2月28日（報告期間の最終日現在）付で算定されたレバレッジ水準は、以下のとおりである。

ファンド名	コミットメント・レバレッジ (対NAV割合%)		グロス・レバレッジ (対NAV割合%)	
	コミットメント・ レバレッジ水準	上限	グロス・ レバレッジ水準	上限
外貨建マネー・マーケット・ ファンドー 英ポンド・ポートフォリオ*	101	125	0	120

*本サブ・ファンドは、報告期間中に清算手続に入った。

報告期間中、レバレッジの限度に変更はなかった。

現在のリスク特性

A I Fの現在のリスク特性は、以下の表に要約されるとおりである。

ファンド名	主要な投資戦略	市場リスク	信用リスク	取引相手方 リスク	流動性リスク	オペレーショ ナル・リスク	評価リスク
外貨建マネー・マーケット・ ファンドー 英ポンド・ポートフォリオ*	マネー・ マーケット商品	極低	中	低	中	低	低

*本サブ・ファンドは、報告期間中に清算手続に入った。

リスク管理

J F M Lは、管理会社としての地位において、リスク管理がその中核業務であり、リスクに対するかかる姿勢により、各A I Fに影響を及ぼし得るすべての要因の潜在的なプラス面およびマイナス面を理解し管理する継続的な取り組みが推進されることを十分に認識している。それにより、A I Fの全体的な投資目的の達成における成功の見込みが高まり、失敗の見込みおよび不確実性が低下する。

管理会社は、リスク管理の重要性を認識しており、リスク管理をさらに重視し、以下のような方針を展開した。

- *管理会社の事業の性質、規模および複雑性ならびに管理会社が実施するすべての活動に応じる方針。
- *恒久的に機能し、適切に人材を配置する方針。
- *定期的に評価および監視される方針。
- *文化、慣行および組織または環境の変化を反映するために継続的に更新される方針。

リスク管理部門の役割

管理会社のリスク管理部門は、ポートフォリオ管理部門を含む運用ユニットから機能的かつ階層的に独立しているものとみなされる。リスク管理部門の担当者は、リスク管理業務の監督を担当する管理会社のコンダクティング・オフィサーに直接報告を行う。リスク管理部門は、主に以下の3つの責任を負っている。

- i) 運用する各A I Fが晒されるまたは晒されることがあるすべてのリスク・エクスポージャーを適切に確認、評価、管理および監視する。
- ii) 投資家に開示されたA I Fのリスク特性が(A I Fの目論見書に定義されかつ内部で合意された) 規定のリスク制限と整合するよう取り計らう。

iii) 規定のリスク制限の遵守について監視し、いずれかの制限を超えるまたは超えそうな場合には関連する投資運用会社に適時に通知する。

リスク管理方針

管理会社は、管理会社が運用するAIFが晒されるまたは晒されることがあるすべてのリスクを見極める、適切かつ文書化されたリスク管理方針を確立し、実施し、また、維持している。リスク管理方針は、管理会社が運用する、重大な影響を及ぼすまたは及ぼす可能性のある市場リスク、信用リスク、流動性リスク、取引相手方リスクおよびオペレーショナル・リスクを管理会社が評価できるようにするために必要な手続で構成されている。リスク管理方針は、特に(i) 一般のおよび例外的な流動性の条件下でAIFの流動性リスクを評価および監視するための方法、手段および取決め(定期的実施される流動性ストレステストの使用を含む。)、(ii) 管理会社におけるリスク管理に関する責任配分、(iii) 各AIFについて設定されたリスク特性およびリスク制限、(iv) 常設のリスク管理部門による報告の条件、内容、頻度および宛先、ならびに(v) その独立性を確保し、その職務によって生じる可能性のある利益相反を管理するための保護措置について詳述したものである。

重要な変更

2017年2月28日に終了した報告期間において、重要な変更はなかった。

独立監査人報告書

ジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ 取締役会 御中
外貨建マネー・マーケット・ファンドのサブ・ファンドである
外貨建マネー・マーケット・ファンドー英ポンド・ポートフォリオ（清算手続中）

我々は、外貨建マネー・マーケット・ファンドー英ポンド・ポートフォリオ（清算手続中）の2017年2月28日（清算期間の開始日）時点の純資産計算書、2016年11月1日から2017年2月28日（清算期間の開始日）までの運用計算書および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の要約およびその他の財務書類に対する注記で構成される添付の財務書類を監査した。

財務書類に対する管理会社の取締役会の責任

管理会社の取締役会は、財務書類の作成に関してのルクセンブルグの法律および規則の要件に従って、財務書類の作成および適正表示について、ならびに不正または誤謬に関わらず、重要な虚偽記載のない財務書類の作成を可能にするための管理会社の取締役会の決定に必要な内部統制について責任を負う。

「公認の監査人」の責任

我々は、我々の監査に基づいてこれらの財務書類に対し意見を表明することについて責任を負う。我々はルクセンブルグの「金融監督委員会」により採用された国際監査基準に従って監査を行った。これらの基準は、倫理的な要求の遵守および財務書類に重要な虚偽記載がないかどうかについての合理的な確証を得るための監査計画の立案とその実施を我々に要求している。

監査は、財務書類中の金額やその他の開示についての監査証拠を得るための手続の実施を含んでいる。選択された手続は公認の監査人の判断によるものであり、詐欺的行為または誤謬に関わらず財務書類の重要な虚偽記載のリスク評価を含む。これらのリスク評価を行うにあたり、公認の監査人は現状において適切な監査手続を策定するための企業の財務書類の作成と適正表示に関する内部統制を検討するが、企業の内部統制の有効性に対して意見を述べることを目的としていない。また、監査は採用されている会計基準の適切性および管理会社の取締役会によってなされた会計見積りの合理性の評価とともに財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。

我々は、我々が入手した監査証拠は、監査意見表明のための満足かつ適切な基礎を提供しているものと確信している。

意見

我々は、財務書類の作成に関してのルクセンブルグの法律および規則の要求に従って、これらの財務書類は、外貨建マネー・マーケット・ファンドー英ポンド・ポートフォリオ（清算手続中）の2017年2月28日（清算期間の開始日）現在の財政状態、ならびに2016年11月1日から2017年2月28日（清算期間の開始日）までの運用成績および純資産の変動を、真実かつ適正に表示しているものと認める。

強調事項

管理会社の取締役会が2017年1月31日に、外貨建マネー・マーケット・ファンドー英ポンド・ポートフォリオを2017年2月28日付で償還する旨決定したことを示す、財務諸表注14に留意すべきである。したがって、財務諸表注2に示されるように、2016年11月1日から2017年2月28日（清算期間の開始日）までのサブ・ファンド（清算手続中）の財務諸表は、清算会計基準に基づいて作成されている。当該事項について、我々の意見は限定されない。

その他の情報

管理会社の取締役会はその他の情報について責任を負う。その他の情報は報告書には記載されているが、財務諸表およびそれに対する独立監査人報告書には記載されていない情報により構成される。

財務諸表についての我々の意見はその他の情報を網羅しておらず、したがって、我々にかかるその他の情報に対していかなる形式の保証の結論も表明しない。

財務諸表の監査に関する我々の責任は、その他の情報を読み解き、その過程で、かかるその他の情報が財務諸表もしくは我々が監査において入手した知見と著しく矛盾しているかどうか、または重大な虚偽記載であると疑われるようなものが他にないかを検討することである。我々が実施した作業に基づき、かかるその他の情報に重要な虚偽記載があるという結論に至った場合には、我々はこの事実を報告する義務がある。この点について、我々が報告すべきことはない。

プライスウォーターハウスクーパース・
ソシエテ・コーポラティブ

ルクセンブルグ、2017年3月28日

代表

[署名]
ローラン・マークス



Audit report

To the Board of Directors of Japan Fund Management (Luxembourg) S.A.
Gaikadate Money Market Fund - Sterling Pound Portfolio (in liquidation)
A Sub-Fund of Gaikadate Money Market Fund

We have audited the accompanying financial statements of Gaikadate Money Market Fund - Sterling Pound Portfolio (in liquidation), which comprise the statement of net assets as at February 28, 2017 (date of the beginning of the liquidation period) and the statement of operations and changes in net assets for the period from November 1, 2016 to February 28, 2017 (date of the beginning of the liquidation period), and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes to the financial statements.

Responsibility of the Board of Directors of the AIFM for the financial statements

The Board of Directors of the AIFM is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the financial statements and for such internal control as the Board of Directors of the AIFM determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the "Réviseur d'entreprises agréé"

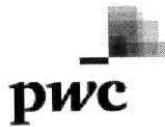
Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the "Commission de Surveillance du Secteur Financier". Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the judgment of the "Réviseur d'entreprises agréé", including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the "Réviseur d'entreprises agréé" considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors of the AIFM, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

PricewaterhouseCoopers, Société coopérative, 2 rue Gerhard Mercator, B.P. 1443, L-1014 Luxembourg
T: +352 494848 1, F: +352 494848 2900, www.pwc.lu

Cabinet de révision agréé. Expert-comptable (autorisation gouvernementale n°10028256)
R.C.S. Luxembourg B 65 477 - TVA LU25482518



Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of Gaikadate Money Market Fund - Sterling Pound Portfolio (in liquidation) as of February 28, 2017 (date of the beginning of the liquidation period) and of the results of its operations and changes in its net assets for the period from November 1, 2016 to February 28, 2017 (date of the beginning of the liquidation period) in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the financial statements.

Emphasis of matter

We draw your attention to note 14 to the financial statements which indicates that on January 31, 2017, the Board of Directors of the AIFM decided to put Gaikadate Money Market Fund - Sterling Pound Portfolio into liquidation with effective date on February 28, 2017. Therefore, as indicated in the note 2 to the financial statements, the financial statements of the Sub-Fund (in liquidation) for the period from November 1, 2016 to February 28, 2017 (date of the beginning of the liquidation period) have been prepared on a liquidation basis of accounting. Our opinion is not qualified in respect of this matter.

Other information

The Board of Directors of the AIFM is responsible for the other information. The other information comprises the information included in the report but does not include the financial statements and our audit report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report this fact. We have nothing to report in this regard.

PricewaterhouseCoopers, Société coopérative
Represented by

Luxembourg, March 28, 2017

A handwritten signature in black ink, appearing to read 'Laurent Marx', is written over a horizontal line. The signature is fluid and cursive.

Laurent Marx

V. ファンドの投資信託財産運用総括表

信託期間	投資信託当初払込日	1998年8月14日		投資信託契約終了時の状況	
	投資信託契約終了日	2017年2月28日		資産総額	8,721,928英ポンド
区分	投資信託当初払込時	投資信託契約終了時	差引増減	負債総額	43,822英ポンド
				純資産総額	8,678,106英ポンド
受益権口数	190,933,540口	867,810,634口	676,877,094口	受益権口数	867,810,634口
元本額	1,909,335.40英ポンド	8,678,106.34英ポンド	6,768,770.94英ポンド	1口当たり償還金	0.01英ポンド
直近10会計年度の状況					
計算期	元本額 (期首純資産総額) (千英ポンド)	期末純資産総額 (千英ポンド)	1口当たりの 純資産価格 (英ポンド)	100口当たり分配金	
				金額 (英ポンド)	分配率 (%)
第11期	18,485	19,147	0.01	0.037843	3.7843
第12期	19,147	26,269	0.01	0.007212	0.7212
第13期	26,269	24,741	0.01	0.002306	0.2306
第14期	24,741	21,562	0.01	0.002714	0.2714
第15期	21,562	20,768	0.01	0.002487	0.2487
第16期	20,768	24,819	0.01	0.001378	0.1378
第17期	24,819	18,769	0.01	0.001576	0.1576
第18期	18,769	16,280	0.01	0.001767	0.1767
第19期	16,280	12,768	0.01	0.001629	0.1629
第20期	12,768	8,678	0.01	0.000206	0.0206

VI. お知らせ

英ポンド・ポートフォリオが2017年2月28日に償還されましたので、償還金は、日本における販売会社または販売取扱会社を通じて受益者の皆様にお支払いいたしました。